

## たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が定めるたいとう文化発信プログラムのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ロゴマーク 別図で示すデザインのことをいう。
- (2) 文化及び芸術 文学・音楽・美術等の芸術や、映画・漫画・アニメーション等のメディア芸術、雅楽・能楽・歌舞伎等の伝統芸能、落語・浪曲・漫談等の芸能、茶道・華道・書道等の生活文化、有形及び無形の文化財等による、多様な文化をいう。

### (ロゴマークの使用者)

第3条 次の各号に該当する者は、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 区及び区外郭団体
  - (2) 報道機関（報道目的で使用する場合に限る。）
- 2 次の各号に該当する者は、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用届出書(第1号様式)をあらかじめ区長に届出をして、ロゴマークを使用することができる。
- (1) 上野の山文化ゾーン連絡協議会加盟団体
  - (2) その他区長が適当と認める者
- 3 前2項に該当する者以外の者は、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用申請書(第2号様式)に団体の活動内容がわかるものを添えて区長に申請をし、その承認を受けた場合は、ロゴマークを使用することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、台東区文化芸術総合サイト「たいとう文化マルシェ」(以下「専用サイト」という。)により、次に掲げる事項を区長に送信することをもって、書面の提出に代えることができる。
- (1) 事業名
  - (2) 期間
  - (3) 開催場所
  - (4) 事業概要
  - (5) 事業の視点
  - (6) URL
  - (7) ロゴマーク使用方法
  - (8) 連絡先

(使用対象となる事業)

第4条 ロゴマークを使用できる事業は、文化及び芸術にかかわる事業であって、たいとう文化発信プログラムに定める次の各号に示す5つの視点のいずれか又は複数に該当するものとする。ただし、前条第1項第2号に該当する者の事業は、この限りでない。

- (1) 文化資源の継承
- (2) 文化の魅力の発信
- (3) あらゆる人々の参加
- (4) 次世代育成
- (5) 新たな文化の創造

(使用の承認)

第5条 区長は、第3条第3項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請事業においての使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関する活動で使用すると認められるとき。
- (3) 特定の個人、団体、民族等への中傷又は攻撃を助長し、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当の利益を得るために使用すると認められるとき。
- (5) 台東区の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他区長が使用について不適當であると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により承認することが適当と認めた場合は、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用(変更)承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとし、承認することが適当でないとして認めた場合は、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用(変更)不承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専用サイトにより、利用を承認したときは第1号から第3号までに掲げる事項、利用を承認しないときは第2号及び第4号に掲げる事項を申請者に送信することをもって、書面による通知に代えることができる。

- (1) 事業名
- (2) 使用承認期間
- (3) 承認の条件
- (4) 不承認の理由

4 区長は、第1項の規定による承認に際し、必要な条件を付すことができる。

5 第1項の規定により使用承認を受けた者は、使用承認を受けた目的及び用途にのみロゴマークを使用し、区長が指示する承認条件に従わなければならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマークに関する権利)

第7条 ロゴマークに関する一切の権利は、区に帰属する。

(使用承認期間)

第8条 使用承認期間は、承認日から1年を限度とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者(以下、「使用者」という)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 区長が別に定める、たいとう文化発信プログラムロゴマーク運用マニュアルの規定に従うこと。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (4) ロゴマークの使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴマークは、文化及び芸術にかかわる事業のPRに使用することを目的としており、ロゴマークを使用したグッズの販売等、商用目的を主とする使用をしないこと。

(承認内容の変更)

第10条 第5条第1項に規定する使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめたいとう文化発信プログラムロゴマーク使用承認変更申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、専用サイトにより、次に掲げる事項を区長に送信することをもって、書面の提出に代えることができる。

- (1) 事業名
- (2) 変更内容
- (3) 変更理由
- (4) 連絡先

3 区長は第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用(変更)承認通知書により当該変更申請を行った者に通知するものとし、承認することが適当でないとした場合は、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用(変更)不承認通知書により、当該変更申請を行った者に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、専用サイトにより、利用を承認したときは第1号から第3号までに掲げる事項、利用を承認しないときは第2号及び第4号に掲げる事項を申請者に送信することをもって、書面による通知に代えることができる。

- (1) 事業名
  - (2) 使用承認期間
  - (3) 承認の条件
  - (4) 不承認の理由
- 5 第1項に規定する変更承認を受けた者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

- 第11条 区長は、第5条第1項又は前条第1項に規定する承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。
- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
  - (3) その他区長が不相当と認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、たいとう文化発信プログラムロゴマーク使用承認取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を申請者に送信することをもって、書面による通知に代えることができる。
- (1) 事業名
  - (2) 承認取り消しの理由
- 4 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該ロゴマークを使用してはならない。
- 5 区長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

- 第12条 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対し損害又は損失を与えた場合でも、区は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

- 第13条 この要綱に規定するもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。